

法定相続情報証明制度の周知に関する情報収集結果

1 はじめに

- 法務省は、相続人の相続手続による負担を軽減することにより、相続登記を促進するため、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の一部を改正して、法定相続情報証明制度（以下「相続証明制度」という。）を創設し、平成29年5月29日から運用を開始している。

同制度は、相続人が戸除籍謄本などと一緒に、相続関係を一覧に表した法定相続情報一覧図（以下「相続一覧図」という。）を法務局に提出し、その保管を申し出ることにより、相続一覧図の内容が民法に定められた法定相続関係と合致していることを法務局（登記官）が確認した上で、以後5年間、無料で法務局の証明がある相続一覧図の写しの交付を受けることができるものである。

相続一覧図の写しは、法務局での相続登記のほか、金融機関での相続手続、税務署での相続税申告、年金等の手続（遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求に係る手続等）など、各種相続手続において使用でき、相続人は、これらの手続において相続一覧図の写しを提出することにより、戸除籍謄本等をその都度提出する必要がなくなる。また、手続先の関係機関においても、戸除籍謄本等から相続関係を読み解く必要がなくなることから、同制度を利用することは、相続人及び関係機関の双方において、負担軽減に繋がるというメリットがある（別添資料参照）。

- 相続証明制度については、全国の法務局において周知を行っているほか、市区町村においても、法務局からの依頼に協力して制度の周知が行われている。
- しかしながら、当局管内を含めた全国の総務省の行政相談窓口には、以下のような、相続証明制度の周知に関する意見や手続等の照会が寄せられている。

（行政相談の内容）

- ・ 法務局で相続一覧図の写しを交付してもらおうとしたところ、申請から交付まで日数がかかると言われた。周知のチラシを見て、すぐに交付されると思ってしまった。
- ・ 市役所でもらった法務局のチラシを見て、簡単な手続で相続一覧図がすぐに交付されると思ったため、準備なく法務局に出向いたところ、申請ができず無駄足となった。
- ・ 国は、相続証明制度について、もっと国民にPRすべきである。
- ・ 相続一覧図の写しの取得方法について知りたい。
- ・ 相続証明制度を利用したいので、相談できる窓口を教えてください。

- これらの相談があったことを受けて、相続証明制度の更なる利用促進の一助となることを目的として、名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局並びに東海3県（愛知県、岐阜県及び三重県）の全88市区（以下「88市区」という。）における同制度の周知状況等について情報収集を行った。

なお、情報収集は、名古屋法務局に対しては、岐阜地方法務局及び津地方法務局分も含めて、ヒアリング調査により、88市区に対しては、書面調査及び当局による市区ホームページの確認調査により行った。

2 情報収集結果

(1) 法務局における取組状況

ア 相続証明制度の利用状況

名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局における令和2年から5年までの管内の相続一覧図の保管等申出件数及び交付通数は、いずれの法務局とも、申出件数・交付通数ともに年々増加している（表1参照）。

表1 相続一覧図の保管等申出件数及び交付通数（令和2年～5年）

（単位：件）

区分 （管内全域）	申出件数				交付通数			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
名古屋法務局	9,647	12,146	14,404	17,951	66,361	88,707	108,643	134,484
岐阜地方法務局	2,609	3,071	3,554	4,126	18,345	23,101	27,566	33,303
津地方法務局	2,095	2,553	2,842	3,379	12,111	16,266	18,248	23,067

（注）1 名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局の資料に基づき作成した。

2 「申出件数」と「交付通数」には、再交付によるものも含まれる。

ちなみに、各法務局管内（愛知県、岐阜県及び三重県）の相続一覧図の保管等申出件数（再交付を除く）と死亡者数の推移（令和2年～5年）をみると、令和2年を基準にした伸び率は、令和5年の死亡者数が、愛知県1.14倍、岐阜県及び三重県1.15倍の増加に対し、申出件数が名古屋法務局（愛知県）1.86倍、岐阜地方法務局（岐阜県）1.58倍、津地方法務局（三重県）1.63倍とそれぞれ大きく増加しており、このことから、相続証明制度の利用が浸透してきていることがうかがえる（表2参照）。

表2 各法務局管内の相続一覧図の保管等申出件数と死亡者数の推移（令和2年～5年）

（単位：件、人）

区分	管轄区域	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
申出件数 ※ 再交付 を除く	名古屋法務局 （愛知県）	9,343(100)	11,764(125.9)	13,955(149.4)	17,386(186.1)
	岐阜地方法務局 （岐阜県）	2,529(100)	2,955(116.8)	3,450(136.4)	3,982(157.5)
	津地方法務局 （三重県）	1,991(100)	2,440(122.6)	2,723(136.8)	3,251(163.3)
死亡者数	愛知県	70,518(100)	73,769(104.6)	81,183(115.1)	80,557(114.2)
	岐阜県	22,720(100)	24,126(106.2)	26,175(115.2)	26,089(114.8)
	三重県	20,716(100)	21,639(104.5)	23,341(112.7)	23,744(114.6)

（注）1 申出件数は、名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局の資料による。

2 死亡者数は、厚生労働省の人口動態調査による。

3 （ ）内は、令和2年を100とした場合の指数である。

また、相続一覧図の保管等申出について利用目的別（不動産登記、預貯金の払戻、相続税の申告、年金等手続、その他）でみると、いずれの法務局とも、「預貯金の払戻」が最も多く、次いで「不動産登記」、「相続税の申告」となっており、同制度創設の主たる目的である不動産登記での利用以外の目的にも広く利用されていることがうかがえる（表3参照）。

表3 相続一覧図の利用目的別の件数（令和2年～5年合計）

（単位：件）

区分 (管内全域)	申出件数	利用目的				
		不動産登記	預貯金の払戻	相続税の申告	年金等の手続	その他
名古屋法務局	54,148	35,026	46,946	20,290	4,778	4,980
岐阜地方法務局	13,360	8,483	11,232	4,066	1,387	1,440
津地方法務局	10,869	7,243	8,355	3,089	1,171	1,355

- (注) 1 名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局の資料に基づき作成した。
 2 利用目的の「年金等の手続」は、令和2年10月から集計された件数である。
 3 再交付件数を含む。

イ 相続証明制度の周知

(ア) 法務局における周知

名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局では、相続証明制度の周知に当たっては、ホームページ、ポスター、リーフレット、チラシ等を活用しており、各法務局のホームページや法務省作成のリーフレットには、同制度利用のメリット（①各種相続手続（不動産登記、相続税、年金、金融機関等）に利用できること、②相続一覧図を提出することで戸除籍謄本等の提出が省略できること）が記載されているほか、手続方法や必要書類なども記載されている。

また、令和6年4月に相続登記の義務化が開始したことに伴い、各法務局において積極的に周知している相続登記に係る広報用チラシ・リーフレットにも、相続登記の義務化の内容と併せて、相続証明制度利用のメリットを記載した案内が盛り込まれている。

なお、特に名古屋法務局や岐阜地方法務局が作成・配布しているチラシには、相続一覧図の写しが即日交付されるものではないことも記載されている（P13の③参照）。

これらのポスター、リーフレット等については、法務局の窓口や各種広報・啓発活動（一般参加者を対象とした講演、イベント、公立図書館での企画展示、人権啓発活動等）を通じて周知しているほか、市区町村や関係機関にも送付して、利用者への周知を依頼するなど、当該制度の周知に取り組んでいる。

(イ) 市区町村等への協力依頼

名古屋法務局では、相続証明制度の周知について、管内の市区町村に対し、次のような協力を依頼している。

- ① 管内の全市区町村に対して、毎年、法務局から依頼文書を発出し、広報誌への掲載、窓口における広報用リーフレット・チラシの設置及び配布、おくやみハンドブックへの掲載、法務局ホームページへのリンク等を依頼している。
- ② 法務局と市区町村の戸籍事務担当者の定期的な打合せや研修の機会を活用して、同制度の広報協力依頼を行っている。

また、公証人役場、年金事務所、税理士会、金融機関（地元の銀行、信用金庫等）、葬祭業組合等の関係機関に対しても、同制度の利用のメリット等を説明し、各機関の利用者や顧客等への周知を依頼している。

(2) 市区における取組状況

ア ホームページにおける周知状況

(7) ホームページにおける周知

市区町村が、住民にとって有益な情報を迅速かつ正確に分かりやすく提供するには、ホームページを活用して広く周知・広報をすることが効果的である。

このため、今回、当局が相続証明制度の周知状況について、88市区のホームページを確認したところ、ホームページで同制度についての説明があるなど同制度を直接的に周知している市区が56市区(63.6%)、また、相続登記手続についての案内の中で同制度を間接的に周知している市区が73市区(82.9%)みられ、何らかの形で同制度を周知している市区が80市区(90.9%)みられた。

相続証明制度については、各市区のホームページの中で、遺族等に各種手続の案内をする「おくやみ」や「届出・証明」等の関連ページ、あるいは土地や建物を所有する遺族等に固定資産税手続の案内をする固定資産税の関連ページに掲載されている。

ホームページで相続証明制度についての説明があるなど同制度を直接的に周知している市区には、「おくやみ」や「届出・証明」等の関連ページにおいて、

- ① 市区が自ら相続証明制度のメリット(相続税申告、年金、金融機関の手続等において戸除籍謄本等の省略ができる)等を記載し、法務局ホームページ等(同制度についてのページ等)にもリンクさせている市区が5市区(5.7%)
- ② 相続証明制度のメリットや手続方法等が記載されている法務局ホームページ等(同制度についてのページ)にリンクさせている市区が2市区(2.3%)
- ③ 「おくやみハンドブック」等を掲載し、その中で相続証明制度について周知している市区が50市区(56.8%)

みられ、同制度を直接的に周知している市区の多くは、「おくやみハンドブック」等の掲載によって行われている。

また、固定資産税の関連ページにおいても、市区が自ら相続証明制度のメリット等を記載し、法務局ホームページ等(同制度についてのページ等)にもリンクさせている市区が3市区(3.4%)みられた。

一方、土地や建物を所有する遺族等に、相続登記の義務化など、相続登記手続を周知する中で法務局ホームページ等(相続登記ページの中で同制度が周知されている。)にリンクさせている市区については、「おくやみ」や「届出・証明」等の関連ページにおいて周知している市区が44市区(50.0%)、固定資産税の関連ページにおいて周知している市区が46市区(52.3%)みられた。

これらの相続登記手続の周知の中で掲載しているページについては、相続登記を目的とする者しか閲覧しないことも考えられ、相続証明制度を広く周知するには同制度の内容について市区町村のホームページで紹介するなど、直接的な周知が望ましい(表4参照)。

表 4 市区のホームページにおける相続証明制度の周知状況

(単位：市区、%)

区分		愛知県	岐阜県	三重県	3県合計
市区数		53	21	14	88 (100)
相続証明制		39	10	7	56 (63.6)
度について説明があるなど同制度を直接的に周知 (a)	「おくやみ」や「届出・証明」等の関連ページ	2	0	3	5 (5.7)
	市区自ら制度のメリット等を記載し、法務局ホームページ等(制度ページ等)にもリンクさせている	0	1	1	2 (2.3)
	制度のメリットや手続方法等が記載されている法務局ホームページ等の制度ページにリンクさせている	38	9	3	50 (56.8)
	「おくやみハンドブック」等を掲載し、その中で制度について周知している				
	固定資産税の関連ページ	0	0	3	3 (3.4)
市区自ら制度のメリット等を記載し、法務局ホームページ等(制度ページ等)にもリンクさせている					
相続登記手続について		47	16	10	73 (82.9)
の案内の中で同制度を間接的に周知 (b)	「おくやみ」や「届出・証明」等の関連ページ	25	10	9	44 (50.0)
	相続登記の案内等があり、法務局ホームページ等(相続登記ページの中で制度が周知されている。)にリンクさせている	30	12	4	46 (52.3)
	固定資産税の関連ページ				
	相続登記の案内等があり、法務局ホームページ等(相続登記ページの中で制度が周知されている。)にリンクさせている				
相続証明制度を周知している市区 ((a)、(b)の両方又はいずれかを周知している市区数)		50	17	13	80 (90.9)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 ()内は構成比である。
 3 (a)、(b)の項目に複数該当する市区は重複計上している。

(イ) 市区のホームページにおける相続証明制度の周知について参考となる例

(例1) 「届出・証明」等の関連ページに、市区が自ら相続証明制度のメリット等を記載し、法務局ホームページの相続証明制度ページや相続登記ページ(その中で相続証明制度が周知されている。)にリンクさせている例

ホーム>くらし・手続き>届け出・手続き・証明>各種証明書>死亡>死亡後の手続きについて
死亡後の手続きについて

死亡後の手続きについて
 死亡後の手続き

亡くなられた人が下記に該当するとき	手続き内容	必要なもの	手続き窓口
印鑑登録証をお持ちの人	印鑑登録証の返納	印鑑登録証	市民課 または各支所
住民基本台帳カードをお持ちの人	住民基本台帳カードの返納	住民基本台帳カード	市民課 または各支所
世帯主であった人	世帯主変更の届出	届出人の本人確認書類	市民課 または各支所
国民年金に加入の人日本年金機構からの年金を受給中の人	死亡一時金又は未支給年金の請求手続きなどの説明	年金手帳・年金証書 請求者の印鑑 請求者の預金通帳 手数料(戸籍・住民票等請求用)	保険年金課

(以下、省略)

ご不明な点は、各手続きの担当窓口にお問い合わせください。

相続登記の手続きについて

土地及び建物の所有者がお亡くなりになった場合、法務局において相続登記の手続が必要です。詳しくは、法務局の窓口までお尋ねください。

土地及び建物の相続登記について<法務局(外部リンク)>

法務局の相続登記ページ(その中で相続証明制度が周知されている。)

「法定相続情報証明制度」について

相続人が、登記所に相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸除籍謄本等を提出し、一覧図の保管を申し出ること、登記官が相続関係を確認した認証文付き一覧図の写しを5年間無料で交付してもらえ、制度の利用により、相続人は、各種相続手続（相続税申告、年金、一部金融機関の手続等）において、同一覧図を提出することで戸除籍謄本等の提出を省略することが可能となる。

相続証明制度利用のメリットが記載されている。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。（名古屋法務局 HP「法定相続情報証明制度」）【外部リンク】

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000384.html>

法務局の相続証明制度ページ

（例2）「届出・証明」等の関連ページに、市区が自ら「相続証明制度について」のページを作り、その中で同制度のメリット等を記載し、法務局ホームページの相続証明制度ページにリンクさせている例

ホーム>暮らしの情報>届出・証明>法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度について

「法定相続情報証明制度」をご存知ですか？

「法定相続情報証明制度」とは、法務局に戸籍関係書類一式とともに相続関係を記載した一覧図（法定相続情報一覧図）を提出していただくと、登記官が確認して誤りがなければ、一覧図の写しに認証文を付した証明書を無料で必要な通数を交付するという制度です。

相続人はこの制度を利用することで、各種の相続手続において、戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

相続証明制度利用のメリットが記載されている。

制度の詳しい内容や手続きにつきましては、法務局にお問い合わせください。

「法定相続情報証明制度」について（名古屋法務局 HP）（外部リンク）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000384.html>

法務局の相続証明制度ページ

<当局のコメント>

人が亡くなった場合、遺族が死亡時の手続をするため、ホームページ上で最初に関覧するであろう「届出・証明」等のページにおいて、相続証明制度がどのような制度なのかについての説明のほか、交付できる期間が5年であること、手数料が無料であること、相続登記手続以外に相続税申告・年金、金融機関（一部）等の各種相続等手続に利用できること、各種相続等手続において戸除籍謄本等の提出が省略できることなど同制度を利用することのメリットが記載されており、同制度の概要が分かりやすいものとなっている。

また、同制度の利用手続など詳細について知ることができるよう法務局ホームページの相続証明制度ページのリンクが貼られている。

（注） 市区ホームページの掲載内容に基づき当局が作成した。

イ 窓口等における周知状況

（7） 窓口における周知

相続証明制度を利用する者に情報提供する上で、効果的であると考えられる市区の「死亡時の手続に係る窓口（おくやみ総合案内、死亡届の届出窓口等）」及び「戸籍謄本の交付請求窓口」における同制度の周知状況について、88市区から書面調査により確認したところ、「死亡時の手続に係る窓口」では、69市区（81.1%）で何らかの周知が行われており、その周知の手段をみると、同制度の周知が盛り込まれている「おくやみハンドブック・手続一覧の配布」が51市区（58.0%）、「チラシの設置」が28市区（31.8%）などとなって

いる。特に、愛知県の市区においては、53市区中39市区で、「おくやみハンドブック・手続一覧の配布」を行っている（表5参照）。

表5 死亡時の手続に係る窓口（おくやみ総合案内、死亡届の届出窓口等）における周知状況

（単位：市区、％）

区分	市区数	死亡時の手続に係る窓口で周知している市区				備考	
		周知の手段					
		チラシの設置	ポスターの掲示	おくやみハンドブック・手続一覧を配布	職員による案内		
愛知県	53	43	13	8	39	2	※このうち、52市区（愛知36、岐阜10、三重6）は、おくやみ総合案内の窓口において周知している。
岐阜県	21	15	6	3	9	5	
三重県	14	11	9	1	3	3	
3県合計	88 (100)	69※ (81.1)	28 (31.8)	12 (13.6)	51 (58.0)	10 (11.4)	

（注）1 当局の調査結果による。

2 （ ）内は、構成比である。

3 「周知の手段」の項目に複数該当する市区は重複計上している。

4 「チラシの設置」の項目の数は、相続証明制度の案内が含まれた相続登記の義務化に係る周知用チラシの設置状況とは異なる。

また、「戸籍謄本の交付請求窓口」では、39市区（44.3％）で何らかの周知が行われており、その周知の手段をみると、「チラシの設置」が22市区（25.0％）、おくやみハンドブック・手続一覧の配布」が13市区（14.8％）などとなっている（表6参照）。

表6 戸籍謄本の交付請求窓口における周知状況

（単位：市区、％）

区分	市区数	戸籍謄本の交付請求窓口で周知している市区				
		周知の手段				
		チラシの設置	ポスターの掲示	おくやみハンドブック・手続一覧を配布	職員による案内	
愛知県	53	17	8	6	8	2
岐阜県	21	11	5	3	4	2
三重県	14	11	9	3	1	2
3県合計	88 (100)	39 (44.3)	22 (25.0)	12 (13.6)	13 (14.8)	6 (6.8)

（注）1 当局の調査結果による。

2 （ ）内は、構成比である。

3 「周知手段」の項目に複数該当する市区は重複計上している。

4 「チラシの設置」の項目の数は、相続証明制度の案内が含まれた相続登記の義務化に係る周知用チラシの設置状況とは異なる。

このほか、市政の総合窓口、情報コーナー等でのチラシの設置、各出張所でのチラシの設置やポスターの掲示をしている市区もみられた。

(イ) 市民等からの照会・相談に係る対応状況

書面調査を行った88市区のうち、11市区が「窓口において、相続証明制度に係る照会・相談に対応したことがある」と回答しており、これらの主な内容は、以下のとおりである。

○ 相続証明制度の説明についての照会（法務局の窓口を案内）

- ・ 窓口等で相続に係る相談を受けた際、相続証明制度を紹介し、詳細については法務局で確認するよう案内している。
- ・ 出生から死亡までの戸除籍謄本等の交付請求があった場合などは、相続証明制度を案内することはあるが、詳細は法務局に問い合わせるようお願いしている。
- ・ 相続証明制度への質問があれば、必要に応じて「おくやみパンフレット」等の資料を基に簡単な説明のみ行い、詳細は法務局等へ問い合わせるよう案内している。
- ・ 市民課証明窓口において、相続証明制度について知りたいとの質問があれば、原則として法務局を案内している。
- ・ おくやみコーナーで対応した際、相続証明制度についてどこに問い合わせたらよいか分からないとの質問があり、法務局を案内した。

○ 申出の際の必要書類についての照会

- ・ 証明窓口において、相続証明制度を利用するためにどのような資料が必要であるかといった問合せを受け、法務局のチラシを確認し、記載されている必要書類を用意するよう案内した。
- ・ 申請に必要な書類が分からないとの相談があった。

ウ おくやみハンドブック等による周知状況

(7) おくやみハンドブック等における周知

死亡届提出後に遺族等が行う手続は多岐にわたり分かりづらいため、市区町村によっては、手続の概要、対象者、関係窓口、提出期限、必要書類等を記載したおくやみハンドブックや手続一覧等（以下「おくやみハンドブック等」という。）をおくやみコーナーや死亡届の届出窓口等で遺族等に配布するとともに、市区町村のホームページにも掲載している。

多くの遺族等は、おくやみハンドブック等を手掛かりに手続を進めていくと思われるため、同ハンドブック等で相続証明制度を周知すれば、各種手続を始めるに当たってタイミングよく同制度の利用を検討できることから、周知方法としては効果的であると考えられる。

今回、当局が 88 市区について、おくやみハンドブック等における相続証明制度の周知状況について調査したところ、75 市区（85.2%）がおくやみハンドブック等を作成しており（表 7 参照）、そのうち 51 市区（68.0%）のハンドブック等において相続証明制度が案内されている状況がみられた（表 8 参照）。

表 7 おくやみハンドブック等の作成状況

（単位：市区、%）

区分	市区数	あり		なし
		うち、ハンドブック	うち、手続一覧	
愛知県	53	50	45	5
岐阜県	21	14	10	4
三重県	14	11	6	6
3 県合計	88 (100)	75 (85.2)	61 (69.3)	15 (17.0)
				13 (14.8)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

3 おくやみハンドブックと手続一覧の両方を作成している市区を重複計上している。

表8 おくやみハンドブック等における相続証明制度に関する案内の有無
(単位:市区、%)

区分	ハンドブック等 作成の市区	相続証明制度を案内	
		あり	なし
愛知県	50	39	11
岐阜県	14	9	5
三重県	11	3	8
3県合計	75(100)	51(68.0)	24(32.0)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「なし」には、窓口等で別に法務局の制度周知チラシを配布している場合も含まれる。
 4 「あり」には、制度名は記載されているが、制度の説明がないものも含む。

(イ) おくやみハンドブック等における相続証明制度の案内状況

おくやみハンドブック等において、相続証明制度を周知している51市区の案内状況等について確認した結果は、次のとおりである。

① おくやみハンドブック等における掲載場所の分類

おくやみハンドブック等において、相続証明制度を死亡届提出後に行う手続としてチェックリスト等に列挙し、遺族等が同制度に気付きやすい形で案内しているもの(26市区)がみられた。

また、相続証明制度を各種手続等の関連情報として案内しているものもみられ、おくやみハンドブック等に挿入された相続証明制度や相続登記に関するチラシ等で詳しく制度が案内されているもの(22市区)、金融機関での手続や家系図の作成に係る案内に制度に関する記載が含まれているもの(14市区)もみられた(表9参照)。

表9 おくやみハンドブック等で相続証明制度が掲載されている項目分類

(単位:市区)

区分	死亡届提出後に行う 手続として列挙され ているもの	関連情報として案内	
		制度又は相続登記に関する チラシ等で詳細な案内があ るもの	金融機関での手続や家系図の 作成に係る案内に制度に関す る記載があるもの
愛知県	22	13	10
岐阜県	4	7	3
三重県	0	2	1
3県合計	26	22	14

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 上記の項目に複数該当する市区は重複計上している。

② おくやみハンドブック等における記載内容

おくやみハンドブック等における相続証明制度に係る記載内容について、i 制度名及び問合せ先のみを記載しているもの(6市区)がある一方、ii 各種手続において戸除籍謄本等の代わりに相続関係を証明する書類として相続一覧図の写しを活用できることが案内されているもの(44市区)、iii 活用できる具体的な手続(登記、相続税、年金、銀行等)の案内があるもの(27市区)、iv 法務局での制度利用に係る申出手続の手順等が分かりやすく案内されているもの(16市区)がみられた。

また、今回の調査の端緒となった行政相談では、相談者が法務局での申出手続時に相統一覧図の写しが即日交付されるとの思い違いがあったが、v 同一覧図の写しの交付には日数がかかることが記載されているもの（6 市区）もみられた（表 10 参照）。

表 10 おくやみハンドブック等に記載されている相続証明制度に関する内容

(単位:市区)

内容		愛知県	岐阜県	三重県	3 県合計
i 制度名及び問合せ窓口のみ案内		5	1	0	6
メリット	ii 戸除籍謄本等を省略できる等のメリットが案内されているもの	34	8	2	44
	iii 活用できる具体的な手続(登記、相続税、年金、銀行等)の案内があるもの	17	8	2	27
手続	iv 申出時に必要な書類、手続方法が記載されているもの	11	3	2	16
	v 相統一覧図の写しが申出時に即日交付されるものではないことが分かりやすいもの	4	2	0	6

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 上記件数には、制度案内が網羅的でなく、一部の情報にとどまるものも含む。
 3 上記の項目（ii～v）に複数該当する市区は重複計上している。

③ 相統一覧図の写しを活用できる市区の手続を案内

相続証明制度の利用により交付を受けることができる相統一覧図の写しは、相続登記以外に、国や金融機関等での手続においても相続関係を証明する書類として、戸除籍謄本等の代わりに活用できるが、市区で行う手続において、同様に活用できることをおくやみハンドブック等で案内しているもの（4 市区）がみられた（表 11 参照）。

表 11 相統一覧図の写しを活用できる市区の手続

手続名	例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税（未登記家屋の名義変更、固定資産税、住民税等の納付に係る相続代表者の指定等） ・ 食品関連の営業継承の届出 ・ 未納となっている国民健康保険料の納付 ・ 後期高齢者医療保険料の清算等 ・ 原動機付自転車、小型特殊自動車に係る手続（廃車、名義変更） ・ 下水道事業受益者負担金関係（受益者変更、徴収猶予の申請） 	<p>○税金に関する手続</p> <p><u>未登記家屋の名義人変更</u> <手続内容>等 (略)</p> <p><必要なもの></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの戸除籍謄本等及び相続関係説明図又は<u>法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑登録証明</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書等の相続人であることが分かるもの（遺産分割協議によらない場合）</p> <p><問合せ先> 資産税課 TEL (***) ***-*** 管轄の法務局：○法務局 TEL (***) ***-***</p>

- (注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。
 2 赤線は当局で付した。

(ウ) おくやみハンドブック等における相続証明制度に関する参考となる案内例

① 戸除籍謄本等の取得に関する案内に合わせて制度を案内しているもの

(例)

故人の出生から死亡までの連続した戸除籍謄本等の取得

(略 (戸籍謄本の内容、取得方法等の説明))

法定相続情報証明制度

各種相続手続のために何度も戸除籍謄本等を提出する必要がなくなる制度です。(申出後、法定相続情報一覧図の写しの交付までに一定の日数がかかります。)

詳しくはインターネットで「法定相続情報証明制度」と検索するか、右のコードから名古屋法務局ホームページ「法定相続情報証明制度」にアクセスしてください。



(注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。

2 青字の箇所は、相続一覧図の写しの交付までに一定の日数がかかることが利用者に認識されやすくなるように当局が追記した案内(案)である。

<当局のコメント>

各種相続等手続において、遺族等は相続関係を証明する書類として戸除籍謄本等の提出を求められるため、多くのおくやみハンドブック等において、戸除籍謄本等の取得方法等に関する案内がされている。

上記の例のように、併せて相続証明制度の利用を案内(制度利用メリットや問合せ先等)すると、戸除籍謄本等を複数枚取得する必要がある遺族等に対して効果的に有益な情報を提供できると考えられる。

② 死亡届提出後の手続に相続証明制度を列挙しているもの

(例1) 制度利用メリット、活用できる手続等を記載した上で法務局のチラシを参照しているもの

市役所以外で行う手続一覧

項目	対象者	主な手続	問合せ先
法務局 (相続・ 証明書 の交付 等)	(ご遺族) 法定相続 情報証明 制度を利用する方	□ 法定相続情報一覧図の 保管、交付 の申出	○法務局 TEL (***) ***-*** 本制度を利用すると、申出により交付される「法定相続情報一覧図」の写し(無料)の利用が可能となります。(申出後、写しの交付までには一定の日数を要します。) 当該一覧図を提出することにより、登記所・遺言書保管所・税務署・年金事務所・金融機関などの各種相続手続に必要な戸籍除謄本等の提出が不要となります。(PO (法務局チラシ) 参照) 詳しくは、名古屋ホームページ「法定相続情報証明制度」をご確認ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000384.html



(注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。

2 青字の箇所は、相続一覧図の写しの交付までに一定の日数がかかることが利用者に認識されやすくなるように当局が追記した案内(案)である。

(例2) 制度の詳細については法務局のチラシを参照しているもの

市役所以外で行う手続一覧

項目	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
相続、登記	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の保管、交付の申出 ※各種手続（相続登記、相続税、年金、銀行等）で戸除籍謄本等の代わりに相続関係の証明として活用可能	○法務局 TEL (***) ***-*** ※詳しくは○ページ（法務局チラシ）を参照 ※手続については法務局にご確認ください （名古屋法務局ホームページ「法定相続情報証明制度」） https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000384.html

(注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。

2 青字箇所は、上記例（黒字箇所）のように法務局のチラシを参照できない場合を想定して当局が追記した案内（案）である。

(例3) 制度利用メリット、活用できる手続等を詳しく記載しているもの

土地・家屋の相続

不動産の相続登記（令和6年4月1日から義務化）

(略)

法定相続情報証明制度

◇相続手続がいくつもある場合に

この制度は、戸除籍謄本等に記載されている法定相続人を明らかにする制度です。

申出人（相続人）が法務局に申出書、法定相続人を一覧にした図（一覧図）、戸除籍謄本等を提出すると、**登記官の審査を経て、後日**、法務局は申出人に認証文を付した一覧図の写しを無料で交付します。

一般に、預金の払戻しや相続登記など相続手続が複数ある場合に、手続を行うごとに戸除籍謄本等の束を提出しなければなりません。この一覧図の写しは、各種の相続手続において戸除籍謄本等の束の代わりに提出して利用することができます。

受付窓口 ○法務局 電話：***-*** ●市○町***

(注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。

2 青字の箇所は、相続一覧図の写しの交付までに一定の日数がかかることが利用者に認識されやすくなるように当局が追記した案内（案）である。

<当局のコメント>

死亡届提出後の手続として、チェックリスト等に制度が列挙されている場合、紙面の都合で簡略な制度案内にとどまるものが多く、制度名及び問合せ先（法務局の電話番号等）のみ記載されており、どのような制度か伝わらないものがみられる。

上記の例のように、制度利用のメリットも案内されていれば、遺族等に制度概要が伝わりやすくなると考えられる。

(例3) おくやみハンドブック等の巻末で相続証明制度を案内しているもの

◇その他

(略(行政機関以外の手続についての案内))

1 法定相続情報証明制度についてのご案内

相続手続では、被相続人の何通にもわたる戸籍、除籍謄本等を、相続手続を取り扱う各種窓口ごとに何度も提出する必要がありましたが、この制度は登記官が認証した相続一覧図の写しを無料で何通でも取得でき、複数の相続手続の窓口と同時に提出することが可能となり、相続手続をスムーズに進めることができる便利な制度です。本制度の申出は最寄りの法務局に御相談ください(申出後、**一覧図(写し)の交付までには一定の日数を要します。**)



法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、御覧ください。

2 自筆証書遺言書保管制度についてのご案内 (略)

法務局 TEL : *** - *** - ***

(注) 1 市区のおくやみハンドブック等に基づき当局が作成した。

2 青字の箇所は、相続一覧図の写しの交付までに一定の日数がかかることが利用者に認識されやすくなるように当局が追記した案内(案)である。

<当局のコメント>

上記の例のように、死亡時の手続等の関連情報として、相続証明制度を詳しく案内しているものがみられ、例1, 2では、制度の概要、利用メリット、申出手順等について網羅的に案内されている。

なお、例1以外には、申出から相続一覧図の写しの交付までに日数がかかることがはっきりと案内されている例はなかった。

エ 相続証明制度の周知への協力に係る意見・要望等

書面調査を行った市区からは、法務局の相続証明制度の周知への協力について、以下のような意見・要望等が聴かれた。

- ・ 死亡届提出時に手続一覧等と併せてチラシを配布するのであれば対応は可能である。
- ・ 死亡届提出時に必ず手交しているおくやみハンドブックに相続証明制度の情報を掲載している。
- ・ チラシの窓口設置やポスターの掲示は、場所の確保が難しい。
- ・ チラシ等の個別配布や職員による案内は、市の担当業務が多岐に渡る上、職員が不足しており、対応が難しい。
- ・ 外部機関が所管する制度の案内は、基本的に市ホームページへの掲載は行っていないが、法務局ホームページへのリンクは可能である。
- ・ 手続先機関によっては、相続一覧図が使えないところもあると聞くので、銀行、保険会社等の民間企業を含め、手続先への十分な周知が必要ではないか。
- ・ 自治体職員向けの資料、研修等があると対応時に助かる。
- ・ 窓口では、相続証明制度の案内まで至っていないのが現状であり、簡単な案内チラシや法務局ホームページにあるような相続一覧図の申出書の様式を自治体窓口にも備え付けると役立つのではないかと。
- ・ 市町村の窓口は配布物が非常に多いことから、法務局が作成しているチラシについて、相続登記のチラシと相続証明制度のチラシを統一したものと便利であると。
- ・ 相続証明制度を利用した市民の方から、後日再来庁する必要がある点をあらかじめ周知してほしいとの意見があった。

3 まとめ

法務局の相続証明制度は、各種相続等手続において利用ができ、その際の手続において戸籍書類一式の省略が可能となるなど、相続人にとって、利用のメリットは大きいと言えるため、広く制度の周知が望まれる。

法務局ではホームページやポスター・リーフレット等を活用し、国民に広く当該制度について周知を行っているが、法務局による周知のみならず、市区町村での死亡届の提出時等において、同制度の周知を行うことができれば、被相続人の死亡に伴い各種相続等手続を行う相続人への効果的な情報提供になると思われ、同制度の利用が促進されるためには市区町村の協力が不可欠であると考えます。

このため、当局では、同制度の利用促進の一助となることを期待し、同制度の周知について、愛知県、岐阜県及び三重県の各市区のホームページや窓口等における取組状況について情報収集し、その結果の取りまとめを行った。

その結果においては、多くの市区でホームページや死亡時の手続に係る窓口等において、各市区の実情に応じて周知は行われているが、その中には、「死亡届提出時に必ず手交しているおくやみハンドブックに当該制度の情報を分かりやすく掲載しているもの」や「市ホームページで当該制度を案内し、法務局の当該制度のページにリンクしているもの」など、効果的な取組が行われているものもみられ、これらの事例を整理した。

今回の当該情報収集の結果を参考に、今後、各市区町村の事情に応じて、法務局と連携・協力した周知が行われることにより、同制度の利用がより一層促進されれば幸いである。

○ 別添資料

相続証明制度（概要）

開始時期	平成 29 年 5 月 29 日
目的	近年、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加しており、これが所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘がある中、法務省は、相続人の相続手続による負担を軽減し、相続登記を促進するため、不動産登記規則の一部を改正し、相続証明制度を創設した。
内容	<p>法務局に法定相続人に関する情報を一覧図にした「相続一覧図」の保管を申し出ることにより、相続一覧図の内容が民法に定められた法定相続関係と合致していることを法務局（登記官）が確認した上で、以後 5 年間無料で法務局（登記官）の証明がある法定相続情報一覧図の写し（法定相続情報証明）の交付を受けることができる制度</p> 
メリット	<p>(相続人) 法務局での相続登記、金融機関の相続手続、税務署での相続税申告、年金等の手続（遺族年金、未支給年金、死亡一時金の請求等）、保険会社での保険金受取、陸運局での車の名義変更など各種相続等手続において、相続一覧図の写し（法定相続情報証明）を活用することで、戸籍書類一式の提出の省略が可能 また、令和 6 年 4 月から、不動産登記の申請書の添付情報欄に「登記原因証明情報（法定相続情報番号）」を記載することで、相続一覧図の写しの添付を省略できるようになった。</p> <p>(手続先の関係機関) 各機関において、戸除籍謄本等を読み解く必要がなくなり、確認作業に係る負担がなくなる上、法務局が既に戸籍関係を確認し証明されているため、相続人を見落とすというリスクがなく手続の迅速化が図られる。</p>
申出先	以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択 (1) 被相続人の本籍地（死亡時） (2) 被相続人の最後の住所地 (3) 申出人の住所地 (4) 被相続人名義の不動産の所在地
申出方法	<p>所定の申出書に相続一覧図及び必要書類（戸籍等）と添付し、管轄の登記所窓口（来所）又は郵送により申出</p> <p>※ 資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）による代理申出可能</p>
一覧図の再交付	無料（管轄の登記所窓口（来所）又は郵送により申出）